

# コンプライアンス宣言書

私は、東京都水道局の職員として、「東京都コンプライアンス基本方針」に従い、以下のとおり、コンプライアンスを重視しながら日々の業務に取り組むことを宣言します。

## ① 法令遵守とコミュニケーション

- 「東京都コンプライアンス基本方針」に従い、法令遵守はもとより、都民から何が期待されているか、都民に対して誠実な対応となっているのか、社会規範に適合しているかどうか、社会的要請は何か、常に考え、業務を行います。
- 業務上の問題点、違和感、気づきがある場合には、一人で解決するのではなく、上司、同僚などに相談したうえで、業務を進めます。また、他の職員から上記の相談を受けた場合には、真摯に対応するとともに、必要な場合には、上司等に相談し、個人ではなく、組織として対応します。

## ② 不正行為の排除

- 独占禁止法、入札談合等関与行為防止法の内容、趣旨を理解するとともに、同法を遵守し、入札談合、入札談合等関与行為などの不当な取引制限に関わる行為は一切行いません。
- 業者からの不当な働きかけが確認された場合にも、その事実を直ちに上司等に報告するとともに、不当な働きかけには一切応じません。

## ③ 法令違反行為の報告

- 他人の法令違反行為又はそのおそれを認めた場合には、その事実を局に報告（通報）します。
- 法令違反行為のみならず、業務上の問題点、業務上の悩みが認められる場合には、速やかに同僚、上司等に相談することで改善に努めます。

## ④ コンプライアンスリスクの評価

- コンプライアンスについては常に高い当事者意識と危機意識をもち、自己の業務のリスクは何か、職場におけるリスクは何か、常にリスクを考えそれに対する適切な対応策を考えます。
- 重大なリスクが認められる場合又は組織的な対応が必要と判断される場合には、上司等に報告し、その内容を共有します。

署 名